

2020(令和2)年4月1日時点の待機児童数について

資料8

令和2年9月4日
公表資料

2020(令和2)年4月1日時点の待機児童数は12,439人 (対前年 4,333人)。

待機児童数調査開始以来最少の調査結果。

2017(平成29)年の26,081人から、**3年で13,642人減少し、待機児童数は半数以下に。**

自治体ごとの待機児童数のバラつきは低減し、減少の傾向

待機児童がいる自治体(400)中、300人以上は3自治体(昨年から 1)、200人以上は8自治体(昨年から 1)

2019(令和元年)10月1日時点の待機児童数は3,376人減少。

	待機児童数			
	4月1日時点	増減数	10月1日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	2,084人	44,118人	2,009人
2014(平成26)年	21,371人	1,370人	43,184人	934人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人	45,315人	2,131人
2016(平成28)年	23,553人	386人	47,738人	2,423人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人	55,433人	7,695人
2018(平成30)年	19,895人	6,186人	47,198人	8,235人
2019(平成31)年 (令和元年)	16,772人	3,123人	43,822人	3,376人
2020(令和2)年	12,439人	4,333人	-	-

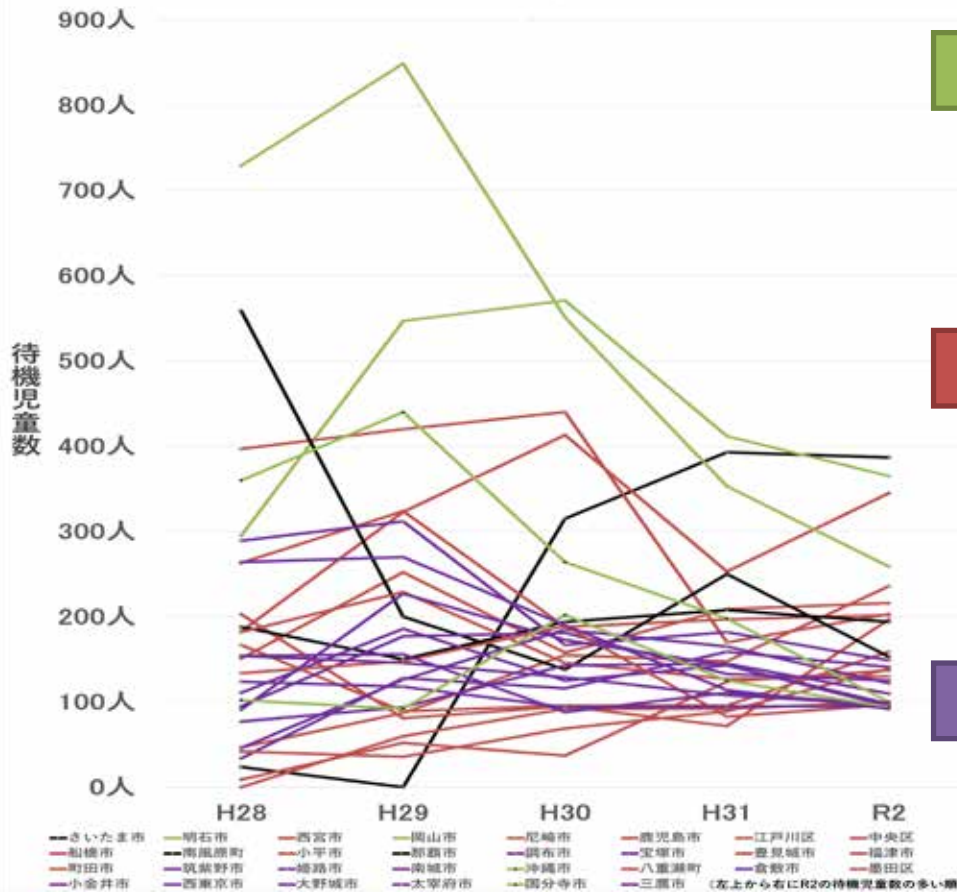
市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化

2019(令和元)年度においては、2019(平成31)年4月時点の待機児童数を元に、以下の ~ に分類し、各自治体から要因・対策のヒアリングをするなど、個別の支援を実施。

➢ヒアリング実施状況：18都道府県83市区町村（2019(令和元)年10～11月）

2020(令和2)年度においても、更に待機児童の解消を図るため、引き続き、個別自治体への支援を行う。（次頁に続く）

23,553人 26,081人 19,895人 16,772人 12,439人



過去2年で待機児童数が大きく(100人以上)減少した自治体 (22/1,741)

- ✓ 減少傾向を継続させるため、保育の受け皿整備(補助率の高上げ)や保育人材の確保を引き続き支援

見込みを上回る申込者数の増等により、待機児童が増加した自治体 (172/1,741)

- ✓ 各自治体にヒアリングを行い、地域のニーズが満たせるよう、整備計画の見直しを実施し、保育の受け皿整備を着実に促進

待機児童数が3年間1～100人台で推移している自治体 (275/1,741)

- ✓ 市区町村内の居宅から容易に移動することが可能な区域(保育提供区域)ごとに、申込者数の推移などを分析し、ニーズに応じた整備計画の検討や、保育コンシェルジュや巡回バスなどを活用したマッチング支援等を実施

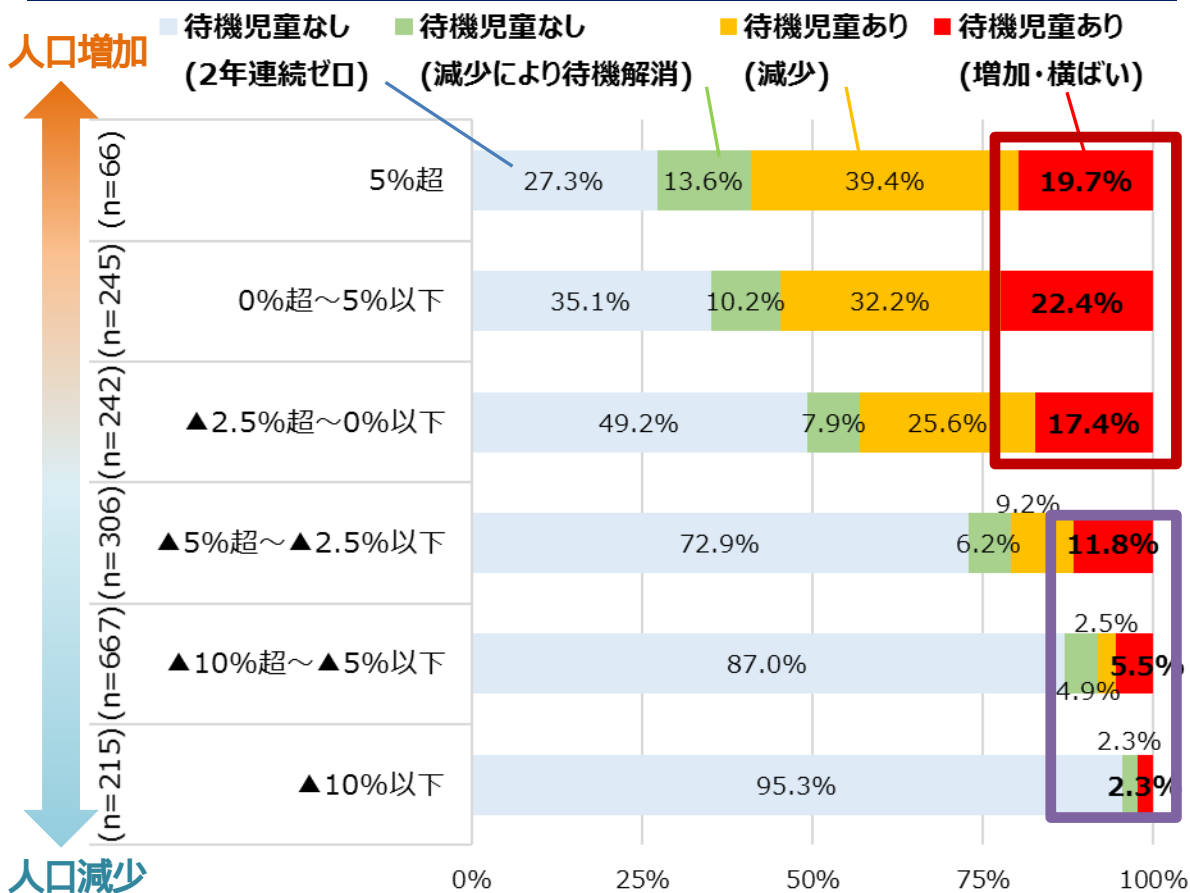
~ の自治体数は重複あり

市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化

2020(令和2)年4月時点の待機児童の状況を詳細に分析すると、**人口増加率が高いほど待機児童のいる自治体が多い**ことから、人口が増加している自治体には、引き続き、保育の受け皿整備を促す。

特に待機児童数が増えている自治体(図：赤色部分)については、**以下のとおり重点的な対策を行う。**

待機児童数の増減(人口増減率別、2013～2018年度)



人口増加率が高い自治体や人口減少率が低い自治体(110/1,741)

- ✓ 待機児童対策協議会の活用を図りつつ、女性の就業率の上昇を踏まえ、保育の受け皿の更なる整備を促す。

人口が減少しているが待機児童数が増加している自治体(78/1,741)

- ✓ 市区町村内の保育提供区域ごとの整備計画の再検討や、保育コンシェルジュ・巡回バス等を活用したマッチングを促す。
- ✓ 整備についても小規模保育事業の活用などを促す。
- ✓ また、保育士の不足が要因の一つとして考えられるため、保育士確保対策の取組を促す。

人口減少地域の保育の在り方については、調査研究事業を実施し、別途検討。

保育の受け皿確保に向けた取組について

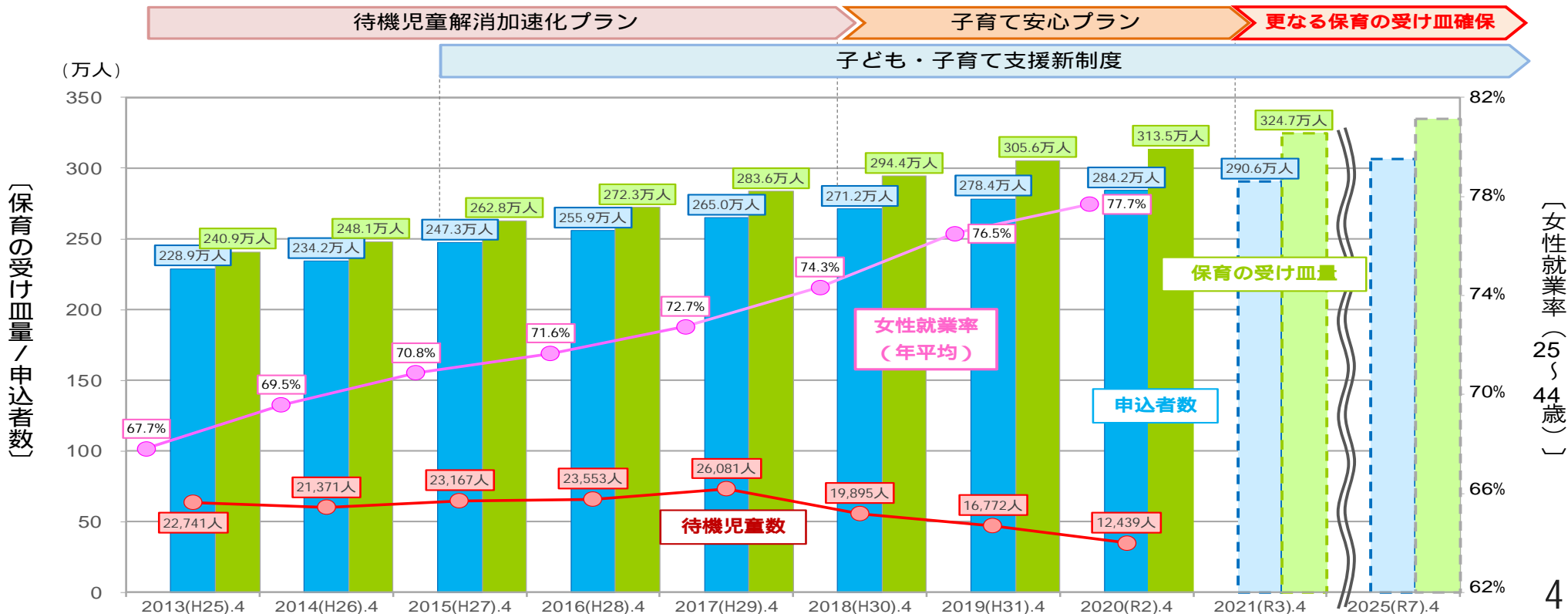
取組状況

「子育て安心プラン」では、待機児童の解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿確保を目標としているが、今回の調査の結果、2018～2020(平成30～令和2)年度末までの受け皿拡大見込み量は約31.2万人分であり、令和2年度末までに約324.7万人分の受け皿が確保される見込み。

今後の課題

令和2年度中の保育の受け皿確保を進めるとともに、さらに女性の就業率の上昇(2025(令和7)年に82%の目標(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略))に対応していくためには、更なる保育の受け皿確保が必要と考えられる。

また、市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、2024(令和6)年度末までに更に10万人超分の受け皿整備が必要という結果になっている。



〔女性就業率(25～44歳)〕

保育の受け皿確保に向けた取組について

対応の方向性

待機児童数は着実に減少を続けているが、市区町村ごとにみると、

- ・更なる受け皿整備が必要な自治体、
- ・保育提供区域内のマッチングや小規模な受け皿整備が必要な自治体、
- ・待機児童はいないが人口減少が進んでいる自治体など、

地域ごとに状況が異なっており、**今後は地域の特性に応じた支援がより一層重要となる。**

また、**女性の就業率については上昇傾向が続いており、今後の目標（2025(令和7)年に82%）に対応していく**ためには、更なる保育の受け皿確保が必要と考えられる。（参考）現行の子育て安心プランでは女性就業率8割に対応

以上のような観点を踏まえ、**2021(令和3)年度以降の受け皿確保について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、受け皿の数の見込みをさらに精査しつつ、地域の特性に応じた支援や保育士確保対策も含め、令和3年度予算編成過程において検討する。**

（参考）
少子化社会対策大綱 ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

（保育の受け皿整備の一層の加速）

- 「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備
- ・就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに待機児童解消を図り、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。
 - ・2021年度以降の保育の受け皿確保について、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

少子化対策・女性活躍

2021年度以降の保育等の受け皿確保について、必要な者に適切な保育等が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方自治体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

參考資料

待機児童解消に向けた取組の状況について

【子育て安心プラン】

「子育て安心プラン」は、2018～2020(平成30～令和2)年度までの3か年計画であり、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、**約32万人分の保育の受け皿を確保**することとしている。

今回は、3か年計画の2年目までの実績及び3年目の見込みを取りまとめたもの。

【保育の受け皿拡大の状況】

現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017(平成29)年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、**2018～2020(平成30～令和2)年度末までの3年間で約31.2万人分が拡大できる見込み。**

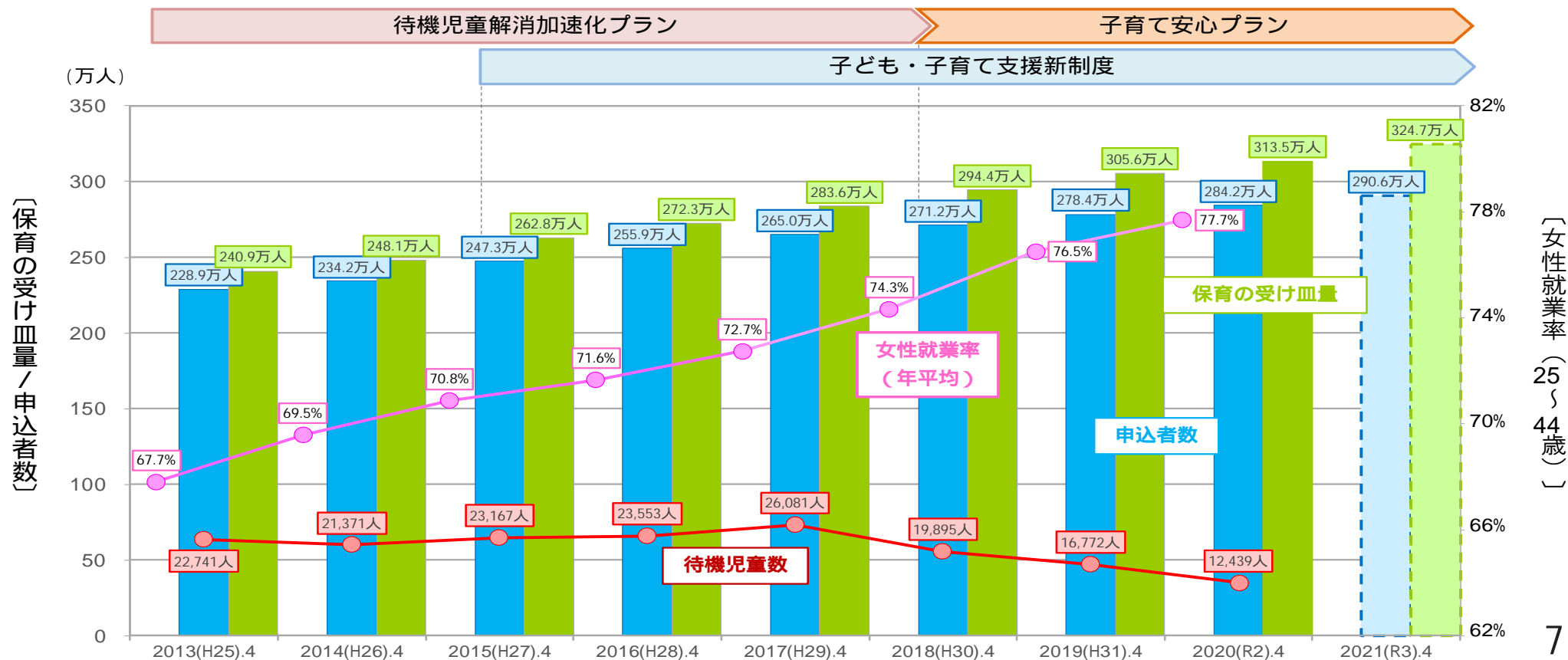
【保育の申込者数、待機児童数の状況】

女性就業率(25歳から44歳)は年々上昇しており、それに伴い**申込者数も年々増加**。

2020(令和2)年4月時点の申込者数は、約284.2万人で、昨年度と比較して増加(約5.8万人増)。

2020(令和2)年4月時点の待機児童数は、**12,439人となり、調査開始以来最少**の調査結果。

2017(平成29)年の26,081人から、**3年で13,642人減少し、待機児童数は半数以下**に。



待機児童の解消に向けた取組状況

子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量の見込み

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	3か年合計
市区町村拡大量	85,623人 *1	78,494人	88,249人	252,366人
企業主導型 保育拡大量	36,354人 *2 (事業主拠出金による整備予定量)	341人 *3	約20,000人	約60,000人
	(計 252,365人 + 約60,000人)			約31.2万人

(参考) 子育て安心プラン(平成29 年6月公表)
約26万人
約6万人
約32万人

*1 子育て安心プラン公表時(平成29年6月)の見込みとの差分(8,069人)を含む。

*2 平成29年度末までの子育て安心プランの前倒し分(9,703人)を含む。

*3 令和元年度については、新規募集を行わなかった一方、定員の増加や助成決定の取消し等が行われた施設がある。

2019(令和元)年度の保育の受け皿拡大量

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
59	61,850	8,278	35	8,021	75	974	27	4,263	3,588	78,494	341	78,835

注)「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注)「企業主導型保育事業」については、令和2年3月31日時点における令和元年度の拡大量見込み。

2020(令和2)年4月1日の保育の受け皿

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,218,784	582,497	54,604	3,454	90,008	3,800	13,920	261	45,340	35,869	3,048,537	86,695	3,135,232

注)「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注)「企業主導型保育事業」については、令和2年3月31日時点における令和2年4月1日の受け皿見込み。

待機児童の解消に向けた今後の取組

保育の受け皿整備と保育人材の確保

2020(令和2)年度中の整備に係る経費として、2019(令和元)年度補正予算及び2020(令和2)年度予算において、合計995億円を計上。

「子育て安心プラン」に参加する等一定の要件を満たす場合は、整備費の補助率の高上げ(国1/2 2/3)等により重点的に支援。

必要な保育人材を確保できるよう、保育の現場・職業の魅力向上検討会の議論も踏まえ、処遇改善、新規の資格取得の促進、就業継続、離職者の再就職に加え、保育の現場と職業の魅力向上の促進といった観点から総合的に支援。

待機児童対策協議会の活用

待機児童解消を促進するため、2018(平成30)年の子ども・子育て支援法の改正で待機児童対策協議会において、都道府県を中心に、保育人材の確保や保育所等の広域利用等といった市町村の取組を集中的に支援。

2019(令和元)年度予算からは、本協議会の設置が一層促進されるよう、協議会に参加する自治体への支援施策として、賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費の補助基準額の高上げ(通常2,700万円 3,500万円)等を実施。

協議会での具体的な施策例

- ・広域利用に係る協定締結の支援 / 保育所整備や幼稚園の活用等の先進事例の横展開
- ・保育士確保のための広域的な広報活動の推進 / 必要保育士数と予定確保数の推計や広域的な人材確保策

協議会設置都府県(21都府県)(これらの都府県における待機児童数は9,704人(待機児童全体(12,439人)の約8割を占める))

青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県

市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化

人口増加率が高いほど待機児童のいる自治体が多いことから、人口が増加している自治体には、引き続き、保育の受け皿整備を促す。

特に待機児童が増えている自治体については、以下のとおり重点的な対策を行う。

<人口増加率が高い自治体や人口減少率が低い自治体>

待機児童対策協議会の活用を図りつつ、女性の就業率の上昇も踏まえ、保育の受け皿の更なる整備を促す。

<人口が減少しているが待機児童数が増加している自治体>

市区町村内の保育提供区域ごとの整備計画の再検討や小規模保育事業の活用促進、保育コンシェルジュ・巡回バス等を活用したマッチング支援を促進するとともに、保育士不足が要因の一つとして考えられるため、保育士確保対策の取組を促す。 9

待機児童等の状況（地域別）

待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,341）においてゼロ。

待機児童は都市部（*）に多く見られる状況にあり、全体の約6割（待機児童数7,896人）を占めている。

（*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市）

待機児童数の減少数が多い自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組みが待機児童の改善に表れている。

< 待機児童数に増減のあった地方自治体 >

1. 待機児童数の減少数が多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員数	申込者数	利用定員数 - 申込者数
			R2.4.1	H31.4.1	減少数	増加数 (H31.4.1 R2.4.1)	増加数 (H31.4.1 R2.4.1)	
1	東京都	世田谷区	0人	470人	470人	1,205人	986人	219人
2	兵庫県	神戸市	52人	217人	165人	1,403人	946人	457人
3	神奈川県	藤沢市	20人	164人	144人	455人	267人	188人
4	東京都	足立区	3人	123人	120人	1,617人	268人	1,349人
5	千葉県	浦安市	34人	142人	108人	458人	92人	366人
6	香川県	丸亀市	0人	101人	101人	216人	68人	148人
7	大阪府	東大阪市	38人	137人	99人	475人	204人	271人
8	沖縄県	沖縄市	100人	198人	98人	149人	182人	33人
9	沖縄県	那覇市	153人	250人	97人	228人	11人	217人
10	岡山県	岡山市	259人	353人	94人	712人	412人	300人

2. 待機児童数の増加数が多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員数	申込者数	利用定員数 - 申込者数
			R2.4.1	H31.4.1	増加数	増加数 (H31.4.1 R2.4.1)	増加数 (H31.4.1 R2.4.1)	
1	千葉県	船橋市	197人	72人	125人	466人	364人	102人
2	兵庫県	西宮市	345人	253人	92人	199人	464人	265人
3	兵庫県	尼崎市	236人	148人	88人	281人	424人	143人
4	千葉県	四街道市	74人	0人	74人	3人	201人	198人
5	北海道	江別市	67人	0人	67人	48人	180人	132人
6	東京都	小平市	159人	96人	63人	80人	194人	114人
7	福岡県	篠栗町	72人	13人	59人	0人	155人	155人
8	沖縄県	豊見城市	139人	89人	50人	15人	121人	136人
9	福岡県	宗像市	48人	0人	48人	50人	74人	124人
10	兵庫県	赤穂市	46人	1人	45人	0人	67人	67人

< 待機児童数の多い上位10地方自治体 >

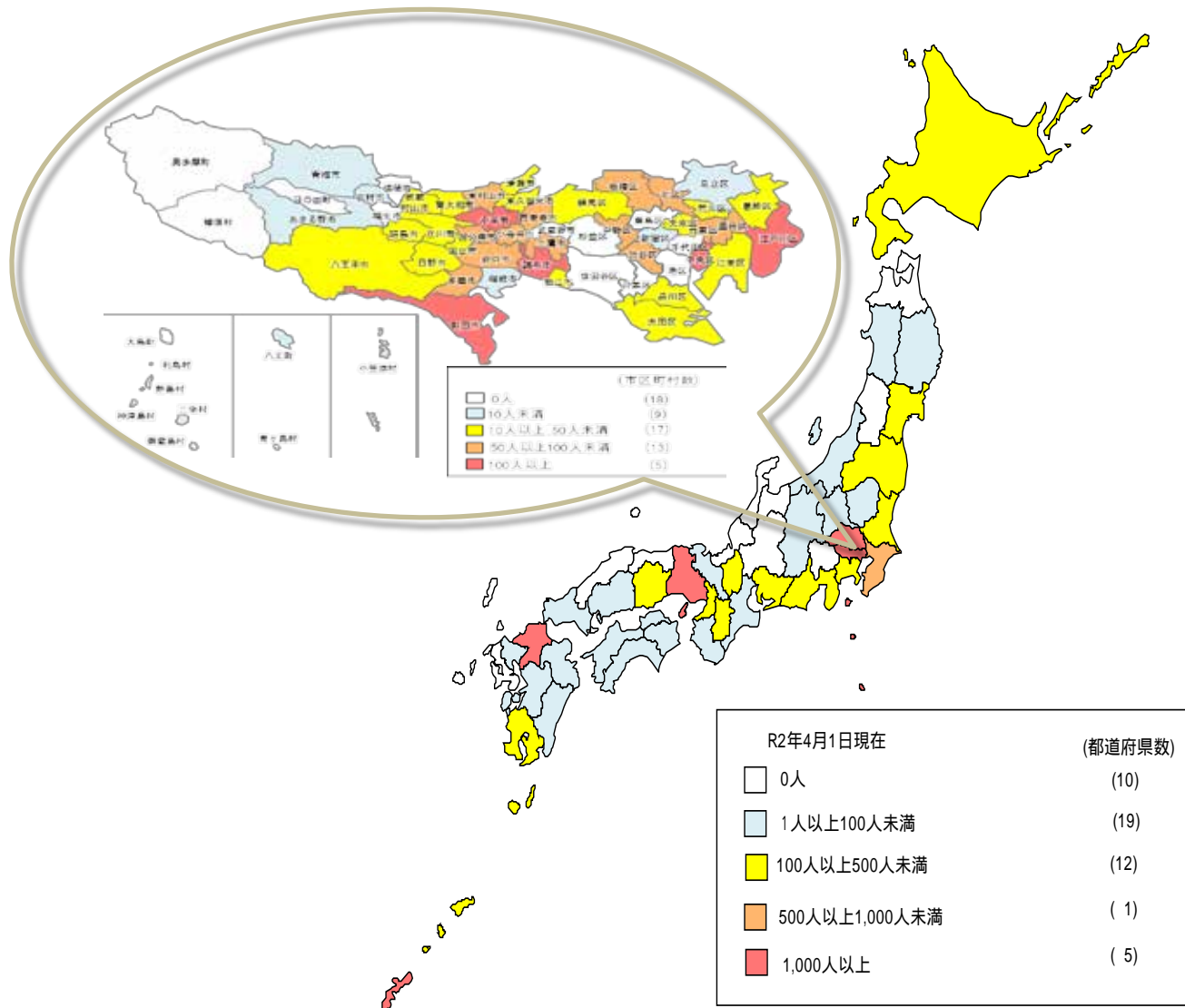
	都道府県	市区町村	令和2年4月 待機児童数
1	埼玉県	さいたま市	387人
2	兵庫県	明石市	365人
3	兵庫県	西宮市	345人
4	岡山県	岡山市	259人
5	兵庫県	尼崎市	236人
6	鹿児島県	鹿児島市	216人
7	東京都	江戸川区	203人
8	東京都	中央区	202人
9	千葉県	船橋市	197人
10	沖縄県	南風原町	194人

< 待機児童数が100人以上で待機児童率の高い上位10地方自治体 >

	都道府県	市区町村	令和2年4月 申込者数	令和2年4月 待機児童数	令和2年4月 待機児童率
1	沖縄県	南風原町	2,126人	194人	9.13%
2	福岡県	福津市	1,644人	137人	8.33%
3	沖縄県	八重瀬町	1,797人	100人	5.56%
4	福岡県	筑紫野市	2,343人	125人	5.34%
5	沖縄県	南城市	2,067人	110人	5.32%
6	兵庫県	明石市	8,265人	365人	4.42%
7	沖縄県	豊見城市	3,422人	139人	4.06%
8	兵庫県	西宮市	8,904人	345人	3.87%
9	東京都	小平市	4,418人	159人	3.60%
10	東京都	中央区	5,732人	202人	3.52%

待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

(参考) 令和2年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(H31) 待機児童数	増減
	人	%	人	人
北海道	134	0.15	152	18
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	58	0.19	175	117
宮城県	340	0.76	583	243
秋田県	22	0.10	65	43
山形県	0	0.00	45	45
福島県	141	0.40	274	133
茨城県	193	0.32	345	152
栃木県	34	0.08	52	18
群馬県	14	0.03	21	7
埼玉県	1,083	0.80	1,208	125
千葉県	833	0.70	1,020	187
東京都	2,343	0.73	3,690	1,347
神奈川県	496	0.29	750	254
新潟県	3	0.00	2	1
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	10	10
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	46	0.09	80	34
岐阜県	0	0.00	2	2
静岡県	122	0.18	212	90
愛知県	155	0.09	258	103
三重県	81	0.20	109	28
滋賀県	495	1.34	459	36
京都府	48	0.08	86	38
大阪府	348	0.18	589	241
兵庫県	1,528	1.31	1,569	41
奈良県	201	0.76	198	3
和歌山県	35	0.17	54	19
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	0	0.00	0	0
岡山県	403	0.82	580	177
広島県	39	0.06	128	89
山口県	17	0.06	40	23
徳島県	61	0.36	73	12
香川県	64	0.28	182	118
愛媛県	55	0.21	103	48
高知県	28	0.13	35	7
福岡県	1,189	0.94	1,232	43
佐賀県	49	0.20	24	25
長崎県	0	0.00	70	70
熊本県	70	0.12	178	108
大分県	10	0.04	25	15
宮崎県	14	0.04	43	29
鹿児島県	322	0.75	349	27
沖縄県	1,365	2.19	1,702	337
計	12,439	0.44	16,772	4,333

待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

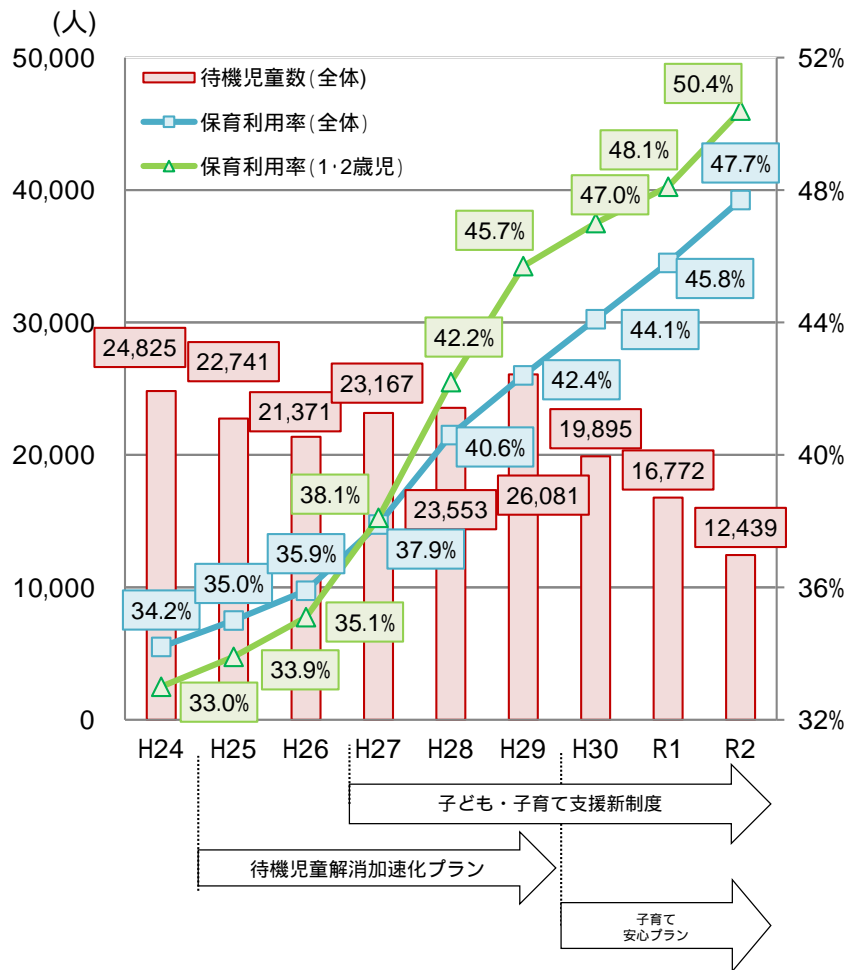
注: 各都道府県には指定都市・中核市を含む。

待機児童等の状況（年齢別）

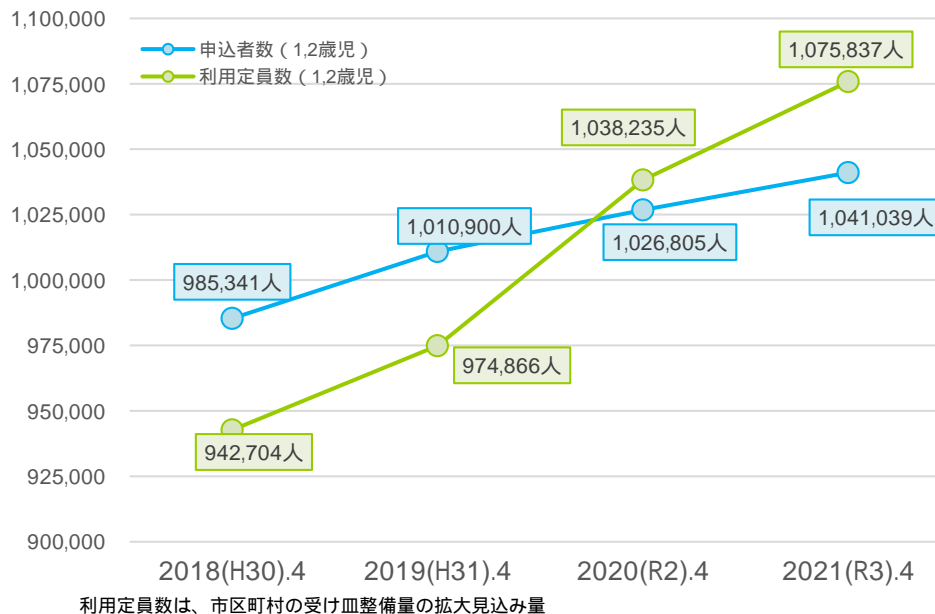
保育利用率（利用児童数 / 就学前児童数）は年々上昇しており、1・2歳児の利用率は1年間で2.3ポイント上昇し、令和2年4月1日の保育利用率は50.4%となっている。

待機児童は1・2歳児に多く、全体の77.2%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組みを進めていく。

待機児童数及び保育利用率の実績の推移



1・2歳児の申込者数及び保育の受け皿整備等の見込み



年齢別の待機児童数及び利用児童数

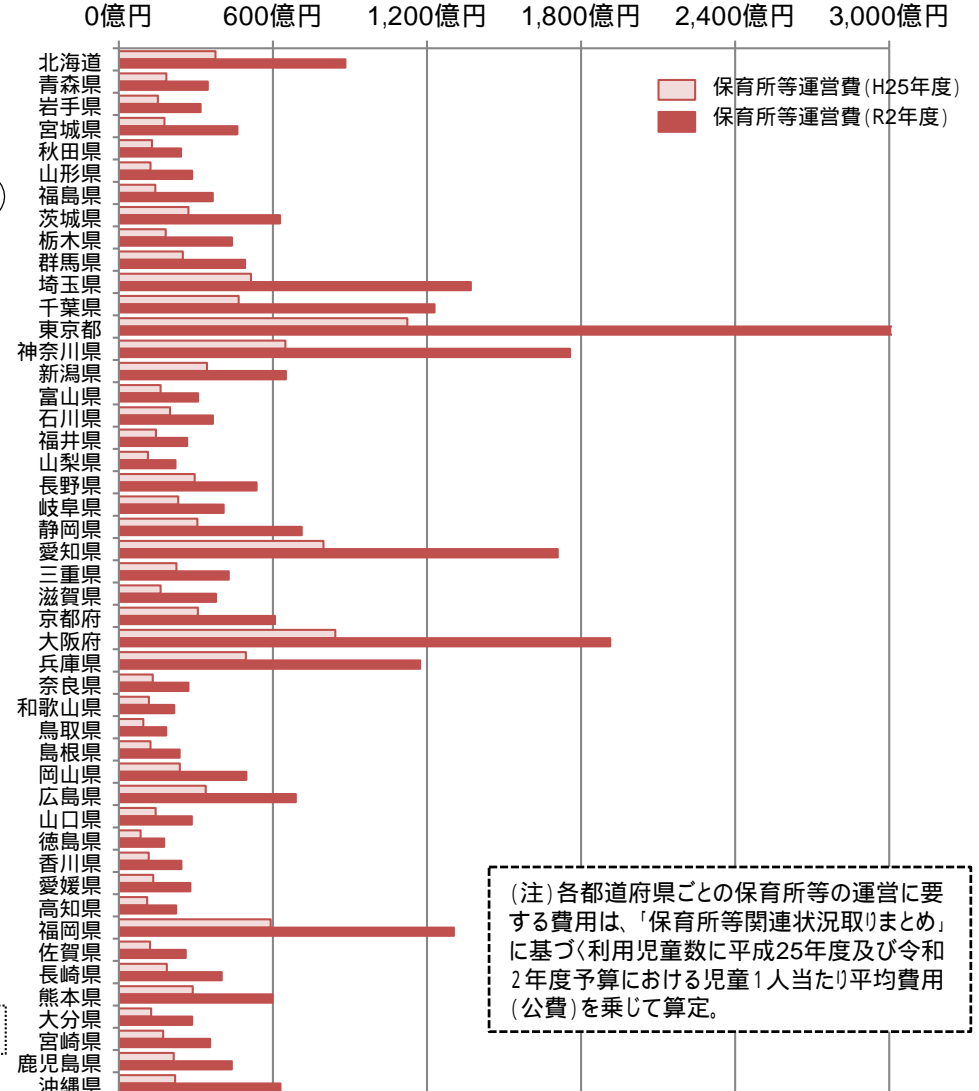
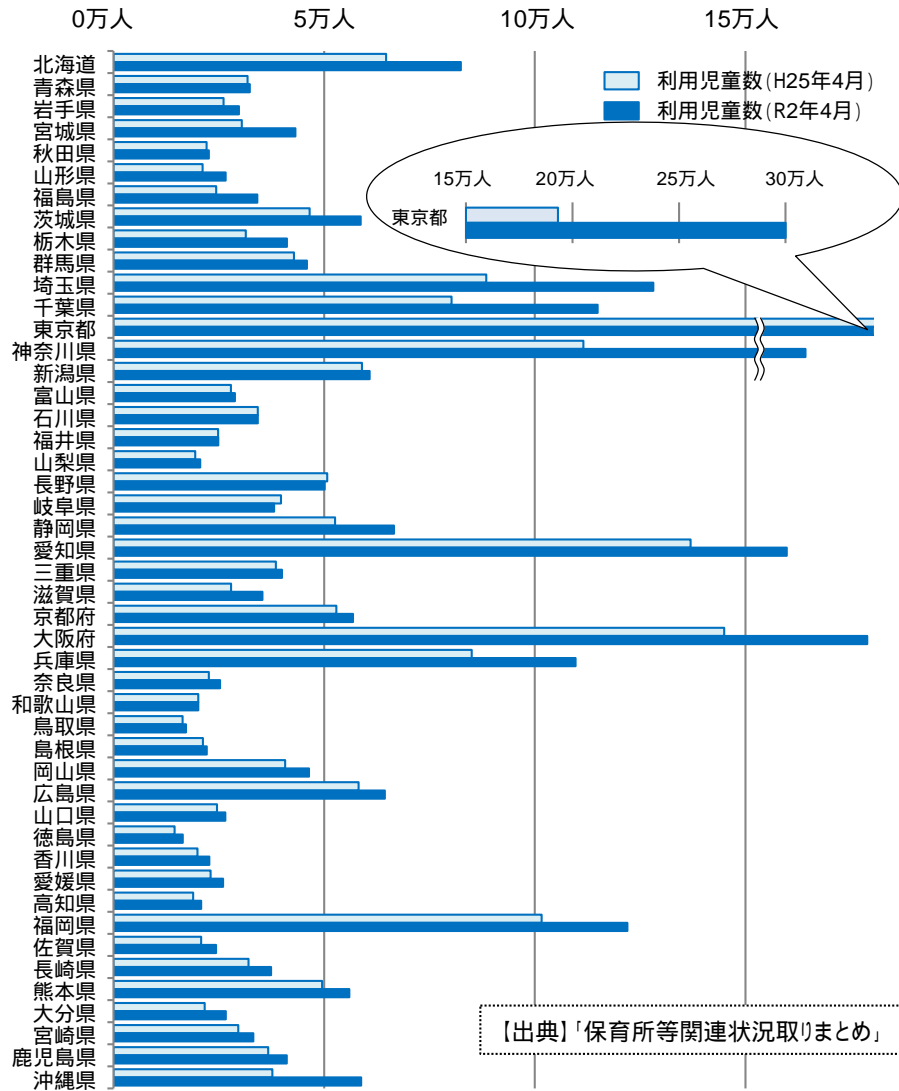
	R2年待機児童数	R2年利用児童数	保育利用率	就学前児童数
低年齢児(0～2歳)	10,830人 (87.1%)	1,109,650人 (39.7%)		2,797,000人
うち0歳児	1,227人 (9.9%)	151,362人 (16.9%)		894,000人
うち1・2歳児	9,603人 (77.2%)	958,288人 (50.4%)		1,903,000人
3歳以上児	1,609人 (12.9%)	1,627,709人 (55.4%)		2,937,000人
全年齢児計	12,439人 (100.0%)	2,737,359人 (47.7%)		5,734,000人

(参考) 都道府県別の利用児童数及び保育所等の運営に要する費用(試算)の推移

平成25年から令和2年の期間において、利用児童数は都市部だけではなく、全国的に増加。
それに伴い、保育所等の運営に要する費用についても全国的に増加。

【利用児童数の推移(平成25年4月-令和2年4月)】

【保育所等の運営に要する費用(試算)の推移(平成25-令和2年度)】



(注) 各都道府県ごとの保育所等の運営に要する費用は、「保育所等関連状況取りまとめ」に基づく(利用児童数に平成25年度及び令和2年度予算における児童1人当たり平均費用(公費)を乗じて算定。

【出典】「保育所等関連状況取りまとめ」

(参考) 保育所等利用待機児童数調査における除外4類型について

保育所等利用待機児童数調査における待機児童に含めない以下の4項目の取扱いは以下のとおり(平成29年4月以降)。

項 目	具 体 的 内 容
特定の保育所等のみ希望している者	<p>「他に利用可能な保育所」の判断については、<u>地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて判断する。</u></p> <p>他に利用可能な保育所等とは、以下に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開所時間が保護者の需要にしている ・ 立地条件が登園するのに無理がない(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園可能 等) <p>申請書に記載された希望園等によって一律に判断するのではなく、<u>他に利用可能な保育所等の情報の提供を行うとともに、保護者の意向を丁寧に確認する。</u></p> <p>情報提供については、個別に保護者へ行くことを基本とし、その例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所保留通知発出に併せて他に利用可能な保育所等の情報を送付 ・ 電話・メール等で他に利用可能な保育所等の情報を提供 等
求職活動を休止している者	<p><u>保護者が求職活動を行っておらず、「保育の必要性」が認められない状況にあることを確認する。</u></p> <p>個別に確認する例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話・メール等で保護者に求職活動状況を聴取 ・ 求職活動状況を証明できる書類の提出を求める 等
育児休業中の者	<p><u>育児休業中の保護者について、入園できたときに復職することを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。</u></p> <p>具体的な確認方法の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園申込書に復職意向を確認するためのチェック一覧を設ける ・ 電話・メール等で復職意向を聴取 等
地方単独保育施策を利用している者	<p><u>地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するの)を対象とする。</u></p>